

新清田区民センター整備基本計画策定支援業務企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和 5 年（2023 年）8 月 21 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市市民文化局地域振興部区政課（施設整備計画担当）

電話 011-211-2252

2 公募型企画競争に付する事項

(1) 業務名

新清田区民センター整備基本計画策定支援業務

(2) 業務内容

令和 5～6 年度の 2 か年において、区民意見の把握や事業手法等の検討を踏まえ、清田区民センター機能の移転における方向性を整理し、施設整備基本計画の策定に向けた支援を行うものである。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 14 日（金曜日）まで

(4) 契約に至るまでの流れ

ア 公募型企画競争参加者の募集及び企画提案書の受付

イ 提案内容について企画競争実施委員会で審査

ウ イの審査で最も優れた企画提案者を契約候補者として選定

エ 上記ウの契約候補者と所定の手続きを経て、委託契約を締結

なお、公募型企画競争の応募方法や提出書類、提出期限等の詳細は、「新清田区民センター整備基本計画策定支援業務 公募型企画競争 提案説明書」による。

3 参加資格

次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。グループ等で参加する場合には、原則として、契約の相手方となるグループ等の代表者及び他の構成員（以下「協力者」という。）全てが以下の要件を満たす必要がある。

- (1) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」に登録されていること、又は札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、大分類「建設関連サービス業」に登録されていること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。
- (3) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 1 項第 2 号の規定によるもの）に該当しない者。又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- (7) 個人情報適切な管理を行う能力を有しているものとして、「個人情報取扱安全管理基準」に適合していること。

#### 4 業務仕様書・提案説明書の交付方法

札幌市公式ホームページ内「市民文化局地域振興部 入札・契約等情報」にて公開する。

#### 5 企画提案書等の提出

##### (1) 提出方法

郵送又は持参による。

##### (2) 提出期限

令和 5 年 9 月 12 日（火曜日）10 時 00 分（必着）

※事前に「参加意向申出書」を提出する必要あり。

提出期限：令和 5 年 8 月 31 日（木曜日）12 時 00 分（必着）

##### (3) 提出場所

上記「1. 契約担当部局」に同じ